近畿大学病院教職員以外の者が受傷した場合の対応について

近畿大学病院教職員以外の者が近畿大学病院内での実習、研修および業務で受傷した場合の対応は下のとおりとする

1．報告

受傷者は直ちに事故発生部署の責任者もしくはそれに準ずる者に報告し、その後、それぞれの責任者にも報告する

2．対応

教職員同様、針刺し等汚染事故マニュアルに従い、報告書作成、採血、受診を行う

3．支払い

事故に係わる検査・診察・投薬等の費用支払いは以下のとおりとする

（1）学生

近畿大学医学部・看護学部・薬学部、近畿大学附属看護専門学校、その他実習・研修中の他校学生は医事課と連携する。

（2）研修医

近畿大学病院教職員同様とし、受診が必要となった場合、または事故による感染が確認された場合は労災の対象となるので、それぞれの責任者を通じ、近畿大学病院職員課に連絡し相談する

（3）出入り業者

近畿大学病院教職員同様とし、受診が必要となった場合、または事故による感染が確認された場合は、それぞれの事業所の責任者に連絡し相談する

2026/6/18　改訂